陳情の提出に係る運用方法の見直し

1 趣 旨

本市会では、これまで、陳情の提出者が書類に記載している住所・氏名の確認を厳密には行わない運用としてきたところであるが、陳情の受理後に提出者との間で連絡を取ることができない事案が発生したため、今後は、陳情の提出者に対して、住所・氏名が確認できる書類の提出又は提示を求めることとする。

2 現 行

- 陳情書には、提出者の住所を記載し、提出者が署名又は記名押印すること としているが、当該内容を確認できる書類の提出等は求めていない。
- そのため、住所や氏名の記載内容に誤り等があったとしても、議会局において確認することができない。

3 対 応 (理事会協議結果 (令和7年1月28日 運営理事会))

- 陳情の提出者に対して、陳情書に記載した住所及び氏名が確認できる、公的機関が発行する書類の写し等の提出又は提示を求めることとし、「横浜市会請願及び陳情取扱要綱」を改正する。
- この取扱いは、同要綱の改正後ただちに運用を開始する。
- ※ 上記の対応について見直しが必要になった場合等においては、改めて協議する。

横浜市会請願及び陳情取扱要綱の一部改正(新旧対照表)

(下線は改正部分)

現行 改正後 (提出方法) (提出方法) 3 請願書の提出は郵送又は持参により、陳情 3 請願書の提出は郵送又は持参により、陳情 書の提出は郵送、持参又は横浜市電子申請・ 書の提出は郵送、持参又は横浜市電子申請・ 届出システム(以下「システム」という。) 届出システム(以下「システム」という。) により行うものとする。なお、2(3)及び(5) により行うものとし、陳情については、提出 における署名又は記名押印については、シス 者の氏名及び住所が確認できる、公的機関が テムによる提出の場合は記名とする。 発行する書類の写し又はそれに準ずる書類の <u>写しを添付若しくは提示するものと</u>する。な お、2(3)及び(5)における署名又は記名押印 については、システムによる提出の場合は記

名とする。